

武道センターの運営について

武道センターは、本館、旧武徳殿、弓道場、相撲場の各施設を備える府内随一の総合武道施設として、広く市民の皆様に利用されています。

武道センターの収入と支出 (平成 30 年度)

<料金体系(主なもの)>

○主競技場

アマチュア大会入場料を徴収しない場合 土日祝 102,660 円/1 日 (9 時~21 時)

○補助競技場 アマチュア大会 土日祝 27,640 円/ 1 日 (9 時~21 時)

○旧武徳殿 土日祝 30,780 円/ 1 日 (9 時~21 時)

○弓道場 土日祝 26,910 円/ 1 日 (9 時~21 時)

<施設稼働率(主なもの)>

○主競技場、補助競技場及び旧武徳殿平均 78.0%

年間総額 3,600 万円

〔 いずれも概数
10 円単位で四捨五入 〕

<支出>

利用 1 時間当たりの運営経費(1 施設あたり) 3,110 円 (A)

管理運営費
3,050 円

改修費
60 円

<収入>

年間総額 3,300 万円

利用 1 時間当たりの
収入(1 施設当たり) 2,860 円 (B)

年間総額 300 万円

(A) - (B)

差額 250 円
(8%)

税金(公費)で負担

- 公費負担がない場合の単純な試算を行うと、利用料は現行の 1.1 倍の額が必要となります。
- 施設を利用しない方も含めた市民の負担(公費負担)により、現行の利用料で施設が運営されています。

施設の運営費は、利用者の負担(施設利用料等)と公費負担(市民の皆様に納めていただく税金)などにより賄われています。

施設運営の現状について「見える化」を進め、施設の状況に応じた収支改善の取組(料金値上げ(受益者負担の適正化)、維持管理コストの見直し、施設の目的を踏まえた稼働率の向上等)を進めてまいります。

武道センターの利用料金改定について

厳しい財政状況下においても、施設の運営を持続可能なものとするため、受益者負担適正化の取組を進めています。武道センターの施設利用料金については改定を行いませんが、同種・同等の利用がなされるその他の利用料金については、改定を行う他の施設との料金格差・不公平が生じないよう、令和5年4月1日に以下のとおり改定を予定しています。

1 付属設備（改定率5%）

区分		単位	利用料金
長机		1脚につき1日	210
マイクロホン		1本につき1日	1,420
卓球用具	卓球台	1台につき1日	320
支柱及びネット	バドミントン用	1組につき1日	210
	バレーボール用		1,420
	テニス用		1,420

2 利用区分外の利用料金（延長料金）

開場時間外の利用ができるよう、時間帯ごとの料金区分（午後、夜間）を廃止し、早朝～夜間利用区分外の延長料金については一律の上限額とします。

区分			利用料金 (1時間につき)			
			土日祝	平日		
主競技場 (全面使用)	アマチュア スポーツ	入場料を徴収しない場合	大会等	14,660 10,470		
			講習会、練習会等	- 1,570		
	その他	入場料を徴収する場合		46,090 36,660		
		入場料を徴収しない場合		155,040 120,470		
補助競技場（全面使用）			入場料を徴収する場合	217,900 169,710		
旧武徳殿			大会等	3,660 3,030		
			講習会、練習会等	- 830		
弓道場（全面使用）			大会等	3,980 3,140		
			講習会、練習会等	- 830		
相撲場				3,450 2,720		
第1会議室				1,570 1,150		
第2会議室	競技場と併用する場合			1,040		
	その他			1,780		
競技場と併用する場合				410		
その他				830		

3 運動競技以外での利用料金（新規）

旧武徳殿、弓道場又は相撲場を運動競技場以外の目的に使用する場合における利用料金の上限額を、各利用料金の2倍に相当する額とします。

4 構内地の利用

- 写真を撮影する場合 1時間3,800円
- 動画を撮影する場合 1時間7,800円

※ 実際の適用料金は、条例の金額を上限として指定管理者の提案を踏まえて設定します。